記入例　―浴用・飲用―

温　泉　分　析　書

1．申請者　　住　所　○○市○○○○○－○○
　　氏　名　○○○○○○○

2．源泉名、湧出地　　A 源泉名　○○○○泉
　　湧出地　○○市○○○○○－○○

3．湧出地における調査及び試験成績
（イ）調査及び試験者　○○○○○○○
（ロ）調査及び試験年月日　B ○○年○○月○○日
（ハ）泉温　B ○○．○℃
（ニ）湧出量　○○Ｌ/min
（ホ）知覚的試験　C ○○○○○○○○であり、○○○○○○○を有する。
（へ）ｐＨ値　C ○．○
（ト）ラドン（Rn）　○○

4．試験室における試験成績
（イ）試験者　D ○○○○○○○
（ロ）分析終了年月日　D ○○年○○月○○日
（ハ）知覚的試験
（ニ）密　　度　E ○．○○○（○○℃/○℃）
（ホ）ｐＨ値
（へ）蒸発残留物

5．試料１ｋｇ中の成分：分量および組成

（イ）陽イオン				（ロ）陰イオン			
成分	ミリグラム mg	ミリバル m val	ミリバル% m val %	成分	ミリグラム mg	ミリバル m val	ミリバル% m val %
陽イオン　計				陰イオン　計			

1　2

（ハ）遊離成分		
非解離成分		
成分	ミリグラム mg	ミリモル mmol
非解離成分　計		
溶存ガス成分		
成分	ミリグラム mg	ミリモル mmol
溶存ガス成分　計		

3　4

（ニ）その他微量成分	
成分	ミリグラム mg

5

溶存物質（ｶﾞｽ性のものを除く）　g/kg
成分総計　g/kg

6

6．泉　質
F ○○○－○○○－○○○○
（旧泉質名　：　○○○－○○○）

7．禁忌症、適応症は温泉分析別表に記載する。

○○年○○月○○日
登録番号　G 秋田第○号
分析機関名称　○○○○○○○○
所在地　○○○○○○○○○○
代表者氏名　○○○○　○○○○

転記してください

温泉分析書参照

温泉分析書別表参照

温泉の成分・禁忌症・適応症・入浴又は飲用上の注意事項

浴　用・飲　用

成　　分

1　源 泉 名　A ○○○○泉

2　泉　　質　F ○○○－○○○－○○○○
（旧泉質名　：　○○○－○○○）

温泉分析書に記載されている泉質名を記載します。療養泉に該当しない場合は、記載不要です。分析により新泉質名が判明している場合などは、旧泉質名を（　）で二段書きで記載しても結構です。

3　泉　　温　　源泉　B ○○．○℃
使用位置　○○．○℃

浴用などに供する場所における温度を記載します。

4　温泉の成分（試料１ｋｇ中）
ｐＨ　C ○．○
密度　E ○．○○○（○○℃／○℃）

（イ）陽イオン				（ロ）陰イオン			
成分	ミリグラム mg	ミリバル m val	ミリバル% m val %	成分	ミリグラム mg	ミリバル m val	ミリバル% m val %
陽イオン　計				陰イオン　計			

記載されている成分は全て転記します。
温泉分析書を別紙で掲示しても構いません。

1　2

（ハ）遊離成分		
非解離成分		
成分	ミリグラム mg	ミリモル mmol
非解離成分　計		
溶存ガス成分		
成分	ミリグラム mg	ミリモル mmol
溶存ガス成分　計		

3　4

（ニ）その他微量成分	
成分	ミリグラム mg

5

溶存物質（ｶﾞｽ性のものを除く）　g/kg
成分総計　g/kg

6

5　温泉の分析年月日
D ○○年○○月○○日

温泉法施行令では、分析機関が交付する分析終了年月日から１０年以内に再分析することが義務付けられています。

6　登録分析機関の名称及び登録番号
登録分析機関の名称　G ○○○○○○
登録番号　秋田第○号

成分に影響の与える項目について、以下の項目の有無及び有の場合はその理由を記載します。

成分に影響を与える項目の掲示事項

項　　目	有無	理　　由
加　　水	有	源泉温度が高いので、気温の高い期間のみ加水しています。
加　　温	無	
循　環　利　用	有	衛生管理のため、循環式ろ過装置を使用しています。
入浴剤等の添加	有	色と香りを楽しんでもらうため、○○浴槽において入浴剤（商品名、製造元、主要な成分）を使用しています。
消　毒　処　理	有	衛生管理のため、塩素系薬剤を使用しています。

禁忌症・適応症及び入浴又は飲用上の注意事項

■分析機関から交付された温泉分析書別表（浴用）又は（飲用）を転記してください。また、詳細は「※温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」で確認できます。

1　浴用の禁忌症
（１）一般的禁忌症　基準２（１）①温泉の一般的禁忌症（浴用）
病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、とき、慢性目に見える出血がある目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期

（２）泉質別禁忌症　基準２（１）②泉質別禁忌症（浴用）
（例）皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症

2　飲用の含有成分別禁忌症　基準２（１）③含有成分別禁忌症（飲用）
（例）塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性疾患、高血圧など）

3　浴用の適応症
（１）一般的適応症　基準３（１）①療養泉の一般的適応症（浴用）
筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）病後回復期、疲労回復、健康増進

省略可

（２）泉質別適応症　基準３（１）②泉質別適応症（浴用）、（注）１泉質別適応症と重複する症状があれば、泉質別適応症を優先し、一般的適応症から省略して記載することも可能
（例）きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚感染症

4　飲用の泉質別適応症　基準３（１）②泉質別適応症（飲用）
（例）胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（　糖尿病）、高尿酸血症（痛風）

5　浴用の方法及び注意　基準２（２）①浴用の方法及び注意
ア．入浴前の注意
（ア）食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
（イ）過度の疲労時には身体を休めること。
（ウ）運動後30分程度の間は身体を休めること。
（エ）高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けるこ
（ウ）運動後30分程度の間は身体を休めること。
（エ）高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
（オ）浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
（カ）入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。
イ．入浴方法
（ア）入浴温度　高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
（イ）入浴形態　心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
（ウ）入浴回数　入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
（エ）入浴時間　入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。
ウ．入浴中の注意
（ア）運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
（イ）浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
（ウ）めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。
エ．入浴後の注意
（ア）身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと）。
エ．入浴後の注意
（ア）身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと）。
（イ）脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。
オ．湯あたり
温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。
このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。
カ.その他
浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。

6　飲用の方法及び注意　基準２（２）②飲用の方法及び注意
（例）
ア．飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。
イ．15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。
ウ．飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。
エ．温泉飲用の１回の量は一般に○○○～○○○mL程度とし、その１日の総量はおよそ○○○～○○○mLまでとすること。
オ．飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。
カ．飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。
キ．飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。
ク．飲用する際には、誤嚥に注意すること。

7　決定年月日
○○年○○月○○日　　秋　田　県

届出時は空欄にしてください。最終的に保健所で記載内容を確認し、掲示内容の決定通知を交付しますので、その日付を記載することになります。

※基準：温泉法第１８条第１項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準
＜平成２６年７月１日付け環自総発第１４０７０１２号環境省自然環境局長通知＞